

## 海外紹介

## 世界の鍼灸コミュニケーション (17)

## カナダの鍼灸事情

—特にオンタリオ州の状況—

田中 秀明

パシフィック・ウエルネス・インスティテュート所長

カナダ中医薬協会理事

## Acupuncture Status in Canada: Summary of Educational, Social and Legislative Issues in Ontario Global Communications on Acupuncture (17)

Hideaki (Tim) TANAKA

Director: The Pacific Wellness Institute

Board Member: Chinese Medicine and Acupuncture Association of Canada

## I. はじめに

カナダ、オンタリオ州は首都オタワ、最大商業都市トロントを擁し人口1000万を超えるカナダ最大の州である。カナダ鍼灸医薬協会 (Chinese Medicine and Acupuncture Association of Canada: CMACC) の推定 (1999年) によるとオンタリオ州には約3500名の鍼治療従事者がいるとみられているが鍼の立法は遅れておりこれまで野放し状態になっていた。ところが一時凍結されていた鍼とTCMに関する法案の審議が1999年に再開され大きな変動期を迎えようとしている。オンタリオ州の鍼制度化の歴史とCMACCの活動については本誌1995年Vol.45No.3; 214-218において吉川正行により詳しく紹介されている。今回はオンタリオ州鍼立法化へ向けての最近の動きと他団体の活動、オンタリオの鍼教育、保険制度、および筆者が主宰するThe Pacific Wellness Instituteの活動等につきご紹介させていただきたいと思う。

## II. オンタリオ州の鍼灸トレーニングについて

Complimentary and Alternative Medicine (相補、代替医療 以下CAM) の関心が高まる中、トロントを中心に鍼トレーニングコースも急増している。トレーニングの期間は数週間から4年間とまちまちである。4年間コースをうたっているもほとんどは週一回程度のパートタイムコースでフルタイム4年間コースは1997年に開講したMichener Institute (MI)のみである。またMIの鍼コースはカナダで唯一アメリカのAccreditation Commission for Acupuncture and Oriental Medicine (ACAOM, 東洋療法大学基準協会) の認可を受けている。入学資格は大学で2年間規定の教育を受けた者で、4年次にはトロントマウントサイナイ病院で研修をおこなうことになっている。

Acupuncture Foundation of Canada Institute (AFCI)は医師、PT (理学療法士)、獣医師、歯科医を対象に鍼のコースをおこなってきている。ここで主として教えられているのは一般に

Anatomical Acupuncture (AA) とよばれるもので筋、神経学的見地から取穴し治療していくもので医学トレーニングを受けた者には理解しやすいようにまとめられている。時間数は315時間で試験にパスしたものに認定証をあたえている。最近ではマクマスター大学医学部、Canadian Memorial Chiropractic College (CMCC—カナダメモリアルカイロ大学) も、医師、カイロプラクター (DC)、PT を対象に鍼のコースを提供している。これらの鍼コースはいずれも週末を中心におこなわれるもので一応の医学トレーニングを受けているとはいえ短期間の講習を受けて手軽に鍼をおこなう弊害を懸念する声もある。しかしトロント周辺には、解剖、生理学等の基礎知識の全くない者に医師向けの鍼コースと同程度かそれ以下の時間数で教える鍼コースもいくつか存在しこちらの方がより緊急を要する問題であろう。鍼の法律がない現在これらの即席鍼灸師も開業は可能であり法規制が急がれるところである。

日本にはないナチュロパス (Naturopath, 自然療法師) という資格者を養成する Canadian College of Naturopathic Medicine (CCNM, カナダ自然療法大学) では鍼灸が正規科目として取り入れられている。入学には一般大学で生化学系の単位を規定数 (通常学士号レベル) 取得しておく必要があり、その後フルタイム 4 年間で基礎医学系科目に加え、鍼灸、中医学、ビタミン、薬草学、栄養学、ホメオパシー、整体矯正、マッサージ等自然療法全般にわたり詰め込むハードなカリキュラムが組まれている。鍼トレーニングには約220時間が充てられている。卒業生には Doctor of Naturopath (ND) の称号があたえられ Naturopathic Physician Licencing Examination と州試験 (Board Examination) をパスした者には自然療法医としての開業ライセンスがあたえられる。CAM 療法全域に精通したゼネラリスト的なオーソリティーを養成するのを目的としているがあまりにも浅く広い教育で卒業生の多くは結局どの治療法のエキスパートにもなれていないのが実状のようである。関係者によると2年の基礎課程終了後、学生に専門としたい治療法を選択させ集中教育をし、それぞれのスペシャリストを養成できるようカリキュラムを変えることも

検討されているそうである。近い将来、鍼を専門とするNDが誕生する可能性もある。現時点では栄養カウンセリング等を主体としているNDが多いようであるが鍼を治療の中心としてオンタリオ州で開業しているNDも300名ほどいるとみられている。CCNMは1999年に6億円以上の寄付金を募りトロント北部の4.3エーカーの病院跡地を購入、改装し近年の入学希望者急増に対応している。

### Ⅲ. オンタリオ州の鍼ライセンス化の近況

カナダでは全13州 (うち3つは準州) あるうちのケベック、アルバータ、ブリティッシュ・コロンビア (BC) の3州で鍼が法制化されている。1973年のケベック州が法制化は一番古いのであるが87年の法改正後は初診時に医師の紹介状が必要とされる上、治療回数、期間等にきびしい規定が設けられ医療機関以外での鍼開業は事実上難しい状況となっているようである。アルバータ州では1983年に立法化され Doctor of Acupuncture のタイトルが認められている。BC州は1996年に鍼に関する法律ができ、2000年には漢方薬を含めたTCM (伝統中医学) に関する法ができた。規定を満たした者には Doctor of TCM のタイトルが与えられている。

オンタリオ州では現在鍼の立法に関する審議が進行中である。オンタリオ州では前述のように多様なバックグラウンドをもった人たちがそれぞれ独自のトレーニングを受け鍼をおこなっている。このような現状では果たしてだれが鍼をおこなう資格を有するか、またそれをどのようなクライテリアで評価するのかというのが問題になってくる。オンタリオ州では現在すでに1500名以上の医療ライセンス保持者が鍼治療を日常の診療に取り入れているとみられている。現時点では医師、歯科医、理学療法士、獣医師、カイロ、ナチュロパス、マッサージの管轄局が鍼を認めており会員に継続教育をおこなっている。鍼に関してはそれらの医療職のCollege (管轄局) に一任すればよく特に鍼のライセンスを別につくって新たな医業種をつくることはないという意見もある。

また看護婦の団体も医療機関で鍼治療をおこなうことに興味を示しており、最近耳にした話では

助産婦の団体も鍼治療を会員が行えるように規定をかえることを検討しているという。鍼灸による無痛分娩や逆子矯正、Morning Sicknessの軽減等を目のあたりにしてぜひ自分たちで技術を身につけ鍼を妊婦患者に提供したいということらしい。

アメリカではニューヨークのリンカーン病院で70年代に始まった<Acu Detox>療法（耳鍼による脱ドラッグ療法プログラム）が今では多くの州で積極的に取り入れられ薬物依存症からの解放に成果を上げている。National Acupuncture Detoxification Association (NADA) という組織もできておりカナダでもNADAで規定の70時間の講習を受けた者がCertified Detox Therapist (CDT) としてすでに耳針療法をもちいた施術をおこなっている。鍼の法律ができてC D Tには特別免除をあたえ<Acu Detox>療法にかぎって行わせるか等も検討課題に入っている。

ここ数年間、まさに各医療行為従事者が先を争って鍼をとりいれている状況でありこれは鍼が広い分野で効果を示しその有用性が多くの医療スペシャリストに認められてきた成果と見てよいであろう。トロントマウントサイナイ病院がカナダのTeaching Hospitalとしては初めて本格的な鍼クリニックをオープンし、鍼治療を含むComplimentary Medicineセクションがオンタリオ医師会に設けられた際には「医師会が鍼を認知」と地元メディア等でも大きく取り上げられた。鍼灸関係者にとって非常に喜ばしいことではあるが鍼灸を専門に学び業としているいわゆる鍼灸師たちの多くはこれら一連の動きをどこか複雑な心境でみつめている。というのも現時点では長年の普及努力が実り念願通り？鍼の認知度が上がったが自分たち（鍼灸師）は認められていないという状況だからである。オンタリオで鍼灸を専門に開業している者のほとんどは医療系の資格を所持しておらず、鍼灸法がない現在、実質上無資格で日々医療行為をおこなうという非常に不安定な状況に置かれている。non-MD（非医師）の鍼師の中には今後の展開次第では1988年のケベック州の様になり鍼ができなくなるのではないかと非常に神経質になっている人も多い。しかし筆者はその可能性は近い将来はほとんどないとみている。むしろ間違いなさそうな

は鍼ライセンスを受けるための資格試験等はアメリカと同様中医学が主流となることであろう。中国系移民が多く伝統中医学（TCM）の影響を強く受けているオンタリオではTCMベースでない鍼治療はAcupunctureと呼ぶのは禁止にすべきでNeedlepunctureとでも呼ぶべきであり治療者もAcupuncturistとNeedle Therapistに区別すべきだと州政府に主張する有力グループもある。患者の利益を第一とし、治療方法には柔軟な思考をもった人も多くいるが宗教的なレベルで自分の行う療法を信じ、結果よりプロセスをかたくなに重んじる人達も一部いる。これが法規制に関する会議が時として冷静に進行しない原因のひとつとも思われる。

伝統中医学的アプローチを中心に鍼をおこなうnon-MD団体はひとつにまとまっているかというところではなく分裂等もあり3つほどの団体にわかれている。漢方は後回しにしてとりあえず鍼のみライセンス化を狙うグループと鍼灸だけでなく漢方薬、推拿ほか中医学療法すべてをふくめたTCMとしてライセンス化すべきだとするグループの対立が続いている。

なんとか意見をひとつにまとめようという努力は一部で以前より続いており法施行に先立ち、1998年11月に大小いくつかのオンタリオの鍼灸関係団体が結集しProfessional College of Acupuncture and TCM, Ontario (PCTAO) が設立された。会長はWFAS副会長のCedric Cheung氏である。筆者は99年に評議員（Executive Council Member）に選出され認定試験委員（Proficiency Examination Committee Member）としても活動している。PCTAOは法制化後に州政府がスムーズに鍼灸局（College）を設立、運営できるようその前身団体を目指して組織内に各委員会を設け現在活動中である。

#### IV. オンタリオ州の健康保険制度

カナダは医療福祉制度が世界で最も発達している国のひとつといわれている。オンタリオ州ではカナダ国民（または永住権保持者）全員にあたえられるOntario Health Insurance Plan (OHIP)カードを提示することで一般医療は無料で受けられる。

医療費が高額な米国と対照的であり、近年国境を越えて治療を受けにくるアメリカ人のOHIPカードの不正使用の取り締まりにカナダ側は躍起となっている。

OHIPで一般医療はカバーされるがCAMケアはカイロプラクティックをのぞいて通常自費診療である。しかし、民間保険会社からExtended Health Insurance Plan (EHIP) という保険を購入することによりCAMケアの治療費の一部(時に全額)がカバーされる。鍼治療もプランにいれている保険会社が多いがLicenced Health Practitioner (医療ライセンス保持者) が鍼をおこなった場合にかぎり治療費の一部をカバーすると条項がついている場合がほとんどである。日本や中国で鍼治療のトレーニングを長年受けた鍼灸師でもオンタリオで正式に認められている医療の開業資格をもっていなければ現時点では保険はほとんどの場合おろしてもらえない。逆に鍼のトレーニングをほとんど受けていなくても医療系の開業ライセンス(医師、理学療法士、マッサージ師等) さえもっていれば保険をおろしてもらえる。鍼が制度化されていないため保険会社により決められた方針で、鍼の法律ができるとこういうおかしな状態は改善されると思われる。話は少しそれるがカナダはスウェディッシュマッサージ(オイルを使用するいわゆる西洋マッサージ)の歴史は古く特にオンタリオ、ブリテイッシュコロンビア州は北米でトップレベルの水準にありもちろんライセンス制度も整っている。カナダではマッサージと指圧は別になっており指圧は法制化されていない。指圧治療も多くはEHIPでカバーされるがこれにはマッサージ師がおこなった場合のみ(指圧に関するトレーニングの有無は問われない)という条項が通常ついている。

## V. The Pacific Wellness Instituteの活動状況

最後に、筆者が主宰するThe Pacific Wellness Institute (PWI) について簡単にご紹介しておきたいと思う。The Pacific Wellness Instituteはトロントダウンタウンの中心部にあり鍼、指圧、オイルマッサージ、バイオフィードバック、催眠療法、レフレクソロジー、ヒーリングタッチ、ビタミン、

ハーブ、栄養カウンセリング等の治療をおこなっている。各療法でそれぞれ専門家がおり現在スタッフ10名で治療にあたっている。日本人は筆者を除いて現在2名(鍼灸、指圧科出身1名、鍼灸、柔整科出身1名)が活躍している。元来、鍼、指圧のクリニックとしてスタートしたため、鍼、または指圧を受けにくる患者で半数以上をしめる。隣接するオフィス街からの患者も多いが郊外や、アメリカから泊まり込みでくる患者も増えている。運動器系疾患と精神的ストレスからくる頭痛、肩こり(欧米人も肩はよく凝る)、不眠、不安神経症、うつ等を訴えてくるケースが多い。症状によっては鍼治療中ベッドサイドで心拍変動をオンライン解析し自律神経機能を観察しながら呼吸を指導するというバイオフィードバック的なこともあわせながらやっている。近辺はトロント大学総合病院や系列の専門病院が隣接する病院密集地帯なので抗ガン剤治療を受けながら来る患者や、ややこしい病気や重大な疾患をかかえた患者も結構やってくるので緊張の連続となることもしばしばである。また最近では鍼、催眠療法、サプリメントをくみあわせた禁煙および減量の特別プログラムを希望して来院するケースも増えている。患者の事務情報と主訴等カルテの一部は5年前よりデータベースに入力し管理しているのでいずれ項目別にまとめたいと思っている。

鍼はセイリンのデイスボ針のみで12から16号針を多用している。症状にもよるが浅刺、弱刺激で治療する事が多い。灸は温灸のみで直接灸は最近ほとんど使っていない。一般にカナダ人は日本人と比較してかなり敏感な傾向があるのでできる限り心地よく治すことを心がけている。鍼治療費は初診98カナダドル(約7300円)、再診73カナダドル(約5500円)で30-50カナダドル(約2200-3700円)程度が相場のトロントでは高めとなっている。前述のように鍼に限らず各種自然療法を教える学校が急増し、それに伴い治療院もCAMの患者層の拡大以上の勢いで急増しているため経営は必ずしも楽ではないが鍼の患者数は安定しているのでいわゆる差別化といわれるものには一部成功しているのかもしれない。

PWIはCMACCの卒後研修センターとして指

定されているため鍼灸師をインターンとして受け入れている。前述のようにオンタリオの鍼教育は中医学が主流を占めているため、中医学理論や中医学的診断法等はよく教えられているようであるが、現代医学的知識をもとにした問診や理学検査法等による病態鑑別はほとんど教えられていない。インターンには筆者の臨床の助手をつとめながら定期的に勉強会で運動器疾患を中心に診断、治療法を学んでもらっている。

PWIでは研究活動も行っており、筋電図、心電図、脈波、脳波、末梢皮膚温、体脂肪、水分量等を測定、解析する機器ほかをとりそろえてさまざまな実験に取り組んでいる。臨床の片手間での研究ではあるが少しずつ鍼治療の生理学的データをとっていきたいと思っている。現在はCMTO(州政府のマッサージ局)から研究費を得て行っている筋疲労、筋血流に関するマッサージの研究に精力を注いでいる。これは筑波技術短期大学との共同プロジェクトである。

### おわりに

トロントの日報トロントサン紙は昨年、本年2度にわたりカイロプラクティックを検証し、その診断理論の非科学性、治療法の安全性等を徹底して追求する連載記事を組んだ。ホームページにも掲載され現在も反響が続いている。検証は多岐に及んでいるが診断については隠しカメラも駆使し同一患者における術者間での大きなばらつきがあったことを問題にしている。記事内容の詳細とその是非にたいする私見はここでは述べないが大新聞による非常に批判的記事は患者層へ大きな衝撃を与えている。どの程度関係があるかは不明であるがカイロの開業免許で事実上、栄養カウンセリングを治療の主体とする者やアレルギー検査、鍼治療、マッサージ、霊気療法等のセミナーへ参加し矯正術以外の技術習得に乗りだすカイロプラクターが最近特に増加傾向にあるようである。

先に現在鍼治療の認知度は上がったが鍼師は認められていないと書いたが、制度化され鍼師が認められても将来カイロと同様に鍼の診断理論、治療におおきな疑問符が投げかけられる可能性もある。鍼灸師法のないオンタリオではCAMブーム

にも支えられこれまでは「2000年以上の伝統」の一言でなんとか通っていた。しかし今後制度化され鍼灸師の社会的地位が上がればこれまで以上にきびしい批評の対象となり、もはやアネクドタルエビデンス(anecdotal evidence)主体では通用しないと思われる。一日も早い外部からのクリティカルな評価に耐える鍼灸診断、治療理論の確立が望まれる。この点で日本の多くの優秀な先生方のご活躍に大きな期待を寄せている。しかしいまだに海外からは日本の鍼灸に関する貴重な情報は入手しづらい状況にあることをお伝えし、関係諸氏のさらなるご理解とご協力をお願いしてこの稿のおわりとしたい。

追記: Health Professions Regulatory Advisory Council (HPRAC—健康大臣に委任を受けた調査委員会)によりオンタリオ州健康大臣に提出されていた伝統中医学と鍼の立法に関する60ページに及ぶ意見書が本稿の最終校正段階の9月中旬になり一般公開された。それによるとHPRACは鍼の法規制の必要性を認め免許交付、管轄団体College of Traditional Chinese Medicine and Acupuncture Practitioners of Ontarioの設立を勧めている。しかしMedicine, Dentistry, Nursing, Naturopathyの従事者には鍼ライセンス取得を免除しそれぞれの医療行為の一部として鍼治療をおこなうことを認めている。これはHPRACが前回96年のレポートで鍼はProfession(業)として位置づけたのを翻し今回の意見書では鍼はModality(治療法、術)であるとの新たな見解を示したことによる。

今後さらに議論がすすめられた後、最終的なアナウンスメントが健康大臣より出される予定であるがしばらくは混沌とした状況が予想され法施行にいたるまでにはまだかなりの時間がかかりそうである。